

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

目次	ページ
規 則	
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい者保健福祉課)	1
○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (産業振興課)	8
訓 令	
○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令…………… (総務部総務課)	10
告 示	
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正…………… (環境推進課)	11
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域等の指定の一部改正…………… (環境推進課)	11
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正…………… (環境推進課)	11
○救急病院及び救急診療所の申出撤回…………… (地域医療課)	11
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正…………… (地域医療課)	11
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	11
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定…………… (農業施設管理課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	13
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	14
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (維持管理防災課)	14
○景観計画の変更…………… (都市計画課)	15
○都市計画事業の認可…………… (都市環境課)	15
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) …………… (調達課)	15
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (財産管理課)	17
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	18
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) ……………	18

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) …………… 21

道人事委員会規則

○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則…………… 21

○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 22

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 22

○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 23

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程…………… 23

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 23

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第51号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和34年北海道規則第83号)の一部を次のように改正する。
第9条の見出しを「(身体障害者手帳関係届出書等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

政令第9条第2項及び第4項の規定による居住地変更等の届出は、別記第7号様式の身体障害者手帳関係届出書によってしなければならない。

第11条第2項中「、省令」を「並びに省令」に、「別記第11号様式の身体障害者手帳返還届」を「別記第7号様式の身体障害者手帳関係届出書」に改める。

別記第4号様式の視覚障害の状況及び所見の事項、聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見の事項及び肢体不自由の状況及び所見の事項を次のように改める。
視覚障害の状況及び所見

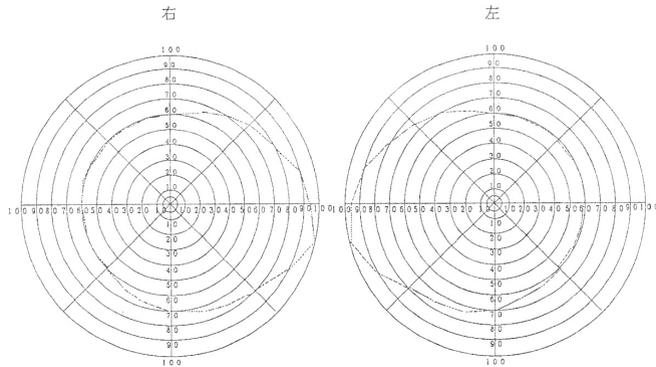
1 視 力

	裸 眼	矯	正
右		×	DCy \emptyset DAx

左	×	DCy0	DAx
---	---	------	-----

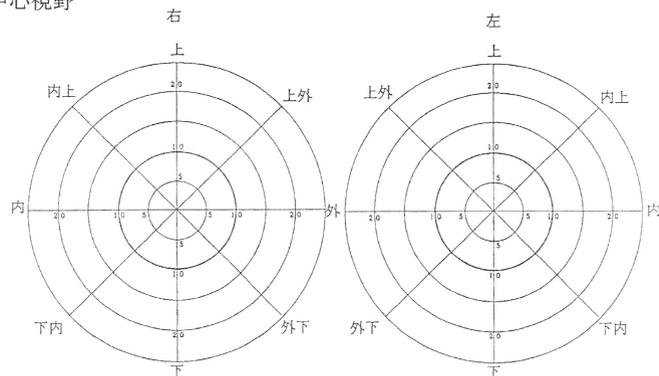
2 視野

視野障害の型 求心性狭窄又は輪状暗点
 上記以外の視野障害



- ・視野障害の計測は、点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。
- ・見えない範囲を黒で塗りつぶすか黒斜線により表記すること。当該視野が全周0度の場合は、その旨を示す文言により図示の代用とすることができる。
- ・ゴールドマン視野計を用いる場合、I/4視標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いるものとする。

3 中心視野



・ゴールドマン視野計を用いる場合、I/2視標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いるものとする。

右	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視野率②	損失率③
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	(①÷560×100)%	(100-②)%

左	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視野率⑤	損失率⑥
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	(④÷560×100)%	(100-⑤)%

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4} = \text{両眼の損失率} \%$$

4 現症

	右	左
外眼		
中間透光体		
眼底		

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに]

この診断書においては、次の4つの障害の区分のうち、認定を受けようとする障害について□にレ印を付け、その障害に関する状態及び所見について記入すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害又はそしゃく機能障害が重複する場合には、それぞれについて障害を認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨留意すること(それぞれの障害の合計指数をもって等級を決定することはない。)

- 聴覚障害 → 1 聴覚障害の状態及び所見に記入すること。
「(4)イ 語音による検査」の場合は、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度を測定した聴カレベルを記入すること。
- 平衡機能障害 → 2 平衡機能障害の状態及び所見に記入すること。
- 音声・言語機能障害 → 3 音声・言語機能障害の状態及び所見に記入すること。
- そしゃく機能障害 → 4 そしゃく機能障害の状態及び所見に記入すること。

1 聴覚障害の状態及び所見

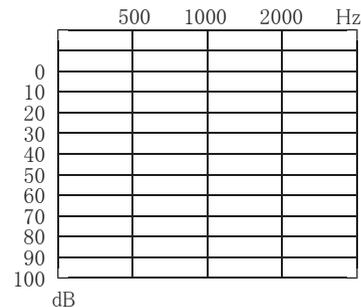
(1) 聴力(会話音域の平均聴カレベル) (4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記入すること。)

右	dB
左	dB

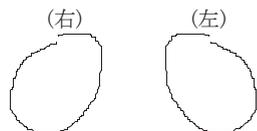
ア 純音による検査
オージオメータの型式 _____

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴



(3) 鼓膜の状態



イ 語音による検査
語音明瞭度

右	%	(dB)
左	%	(dB)

2 平衡機能障害の状態及び所見

3 音声・言語機能障害の状態及び所見

4 そしゃく機能障害の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見
「該当する障害」の□にレ印を付け、さらに①又は②の該当する項目の□にレ印を付け、又は()

内に必要事項を記入すること。

- 該当する障害
- そしゃく・嚥下機能の障害
→ 「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記入すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→ 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記入すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎: 運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・ 舌 : 形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋: 挙上運動、反射異常
- ・ 声帯: 内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記入すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
 - ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
 - ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
 - ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み
- 〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点
- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
 - ・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査()
- 内視鏡検査()
- その他()

○ 所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点に留意し、嚥下状態について詳細に記入すること。)

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。

その他

[]

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察すること。)

[]

イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察すること。)

[]

(2) その他(今後の見込み等)

[]

(3) 障害程度の等級

(次の該当する障害程度の等級の項目の□にレ印を付けること。)

① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。具体的な例は、次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺及び血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺及び血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、

喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定に当たっては、J I S規格によるオーディオメータで測定すること。dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書及び意見書の提出を求めるものとする。

(3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定すること。

肢体不自由の状況及び所見

1 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見

(該当するものを○印で囲み、下記空欄に追加所見記入)

(1) 感覚障害(下記に図示すること): なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚

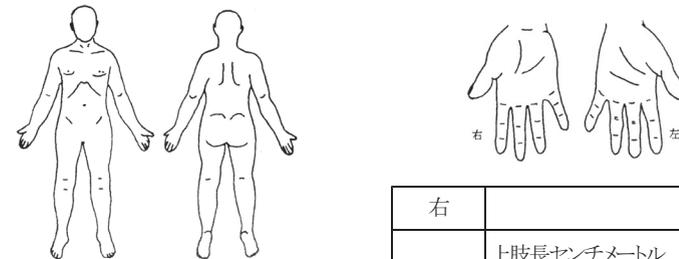
(2) 運動障害(下記に図示すること): なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他

(3) 起因部位: 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他

(4) 排尿・排便機能障害: なし・あり

(5) 形態異常: なし・あり

参考図示



×変形 ■切離断 ◻感覚障害 ◻運動障害
(注) 関係ない部分は記入不要

右		左
	上肢長センチメートル	
	下肢長センチメートル	

	上腕周径センチメートル	
	前腕周径センチメートル	
	大腿周径センチメートル	
	下腿周径センチメートル	
	握力キログラム	

計測法:

上肢長: 肩峰 → ^{とう}橈骨茎状突起 前腕周径: 最大周径
 下肢長: 上前腸骨棘 → (脛骨) 内果 ^{たい} 大腿周径: 膝蓋骨上縁上10センチメートル
 上腕周径: 最大周径 の周径(小児等の場合は別記)
 下腿周径: 最大周径

○上肢の状態、歩行能力及び起立位の状況(補装具を使用しない状況で該当するものを○で囲む)

- (1) 上肢で下げられる重さ [右]: 正常・(10kg・5kg)以内可能・不能
[左]: 正常・(10kg・5kg)以内可能・不能
- (2) 歩行できる距離 正常・(2km・1km・100m)以上困難・不能
- (3) 起立位保持 正常・(1時間・30分間・10分間)以上困難・不能
- (4) 座位の耐久性 正常・10分を超えて可能・10分以上困難・不能

○脳血管障害の場合にはブルンストロームステージを記載してください。

[右]: 上肢()・手指()・下肢()
 [左]: 上肢()・手指()・下肢()

2 動作・活動

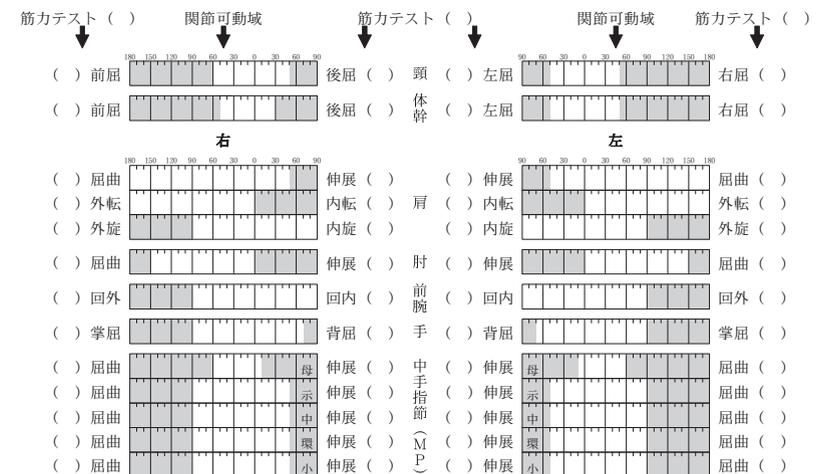
自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—× ()の中のものを使うときは、それに○印を付けること。

寝返りする	
足を投げ出して座る	
椅子に腰掛ける(背もたれ)	
立ち上がる(手すり・壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具)	
片脚立位	右 左

家の中の移動(手すり・壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具・車椅子)	
二階まで階段を上って下りる(手すり・壁・つえ・松葉づえ)	
(箸で) 食事をする(スプーン・自助具)	右 左
コップで水を飲む	右 左
シャツを着て脱ぐ	
ズボンをはいて脱ぐ(自助具)	
顔を洗い、タオルで拭く	
タオルを絞る	
歯ブラシで歯を磨く(自助具)	右 左
背中を洗う(自助具)	
洋式便器に座る	
排せつの後始末をする	
屋外を移動する(家の周辺程度)(つえ・松葉づえ・歩行器・車椅子)	
公共の乗り物を利用する	

注 身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので、()の中に○印が付いている場合、原則として自立していないという解釈になります。

3 関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) (この表は必要な部分を記入すること。)



() 屈曲		母 伸展 ()	近位指節 () 伸展		母 屈曲 ()
() 屈曲		示 伸展 ()	() 伸展		示 屈曲 ()
() 屈曲		中 伸展 ()	() 伸展		中 屈曲 ()
() 屈曲		環 伸展 ()	() 伸展		環 屈曲 ()
() 屈曲		小 伸展 ()	() 伸展		小 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展		屈曲 ()
() 外転		内転 ()	股 () 内転		外転 ()
() 外旋		内旋 ()	() 内旋		外旋 ()
() 屈曲		伸展 ()	膝 () 伸展		屈曲 ()
() 底屈		背屈 ()	足 () 背屈		底屈 ()

備考

注意

- 関節可動域は、他動可動域を原則とする。
- 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 関節可動域の図示は、のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合については、強直肢位に()を引く。
- 筋力については、表()内に×△○印を記入する。(ただし、関節機能障害の場合、筋力(MMT)については、0～5/6段階で記入する)
 - ×：著減 MMT=0, 1 いかなる体位でも関節の自動運動が可能な場合
 - 著減 MMT=2 自分の体部分の重さに抗し得ないがそれを排するような体位での自動運動が可能な場合
 - △：半減 MMT=3 検査の加える抵抗に抗し得ないが自分の体部分の重さに抗して自動運動が可能な場合
 - ：やや減 MMT=4 検査の手を置いた程度の抵抗を排して自動運動が可能な場合
 - 正常 MMT=5 検査の加える十分な抵抗を排して自動運動可能な場合
- (PIP)の項母指は、(IP)関節を指す。
- DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
- 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反強膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示 (×) 伸展 (△) 屈曲

別記第4号様式の心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)の事項を次のように改める。

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)

(該当するものを○印で囲むこと。)

1 臨床所見

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 動悸 (有・無) | (8) 心拍数 |
| (2) 息切れ (有・無) | (9) 脈拍数 |
| (3) 呼吸困難 (有・無) | (10) 血圧(最大・最小) |
| (4) 胸痛 (有・無) | (11) 心音 |
| (5) 血痰 (有・無) | (12) その他の臨床所見 |
| (6) チアノーゼ (有・無) | (13) 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等 |
| (7) 浮腫 (有・無) | |

2 胸部エックス線所見(年 月 日)



3 心電図所見(年 月 日)

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 陳旧性心筋梗塞 | (有・無)(部位:) |
| (2) 心室負荷像 | (有<右室・左室・両室>・無) |
| (3) 心房負荷像 | (有<右房・左房・両房>・無) |
| (4) 脚ブロック | (有・無) |
| (5) 完全房室ブロック | (有・無) |
| (6) 不完全房室ブロック | (有第 度・無) |
| (7) 心房細動(粗動) | (有・無) |
| (8) 期外収縮 | (有・無) |
| (9) STの低下 | (有 mV・無) |
| (10) 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(V ₁ を除く。)のいずれかのTの逆転 | (有・無) |
| (11) 運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下 | (有・無) |
| (12) その他の心電図所見 | [] |
| (13) 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見(発作年月日記載) | |
| (14) その他の検査所見(心エコー、血管造影など) | [] |

4 活動能力の程度

- (1) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
- (2) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- (3) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- (4) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
- (5) 安静時若しくは自己周辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

5 手術の状況

ペースメーカー (有 年 月 日 ・ 無)
 人工弁移植・弁置換 (有 年 月 日 ・ 無)
 体内植込み型除細動器 (有 年 月 日 ・ 無)
 その他の手術の状況 (有 年 月 日 ・ 無)

6 ペースメーカーの適応度及び身体活動能力 (運動強度)

(体内植込み型除細動器、両心室同期型ペースメーカー兼除細動器についても同様)

※なお、再認定の診断書・意見書の場合はメッツの値で判断することから、クラスは削除すること。

- (1) クラスⅠ～Ⅰ級相当
- (2) クラスⅡ以下でメッツの値2未満～Ⅰ級相当
- (3) クラスⅡ以下でメッツの値2以上4未満～Ⅲ級相当
- (4) クラスⅡ以下でメッツの値が4以上～Ⅳ級相当

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

別記第7号様式 (第9条、第11条関係)

身体障害者手帳関係届出書

届出日： 年 月 日

市町村コード

北海道知事 様

次のとおり届出します。

(総合振興局・振興局名)：

届 出 の 理 由 (〇で囲んでください)	変更 (現住所・氏名・保護者・その他 ())
	返還 (再交付・死亡・非該当・その他 ())

異 動 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

区 分 (〇で囲んでください。)	変更前 (旧)	変更後 (新)
現 住 所		
氏 名		
保 護 者		
そ の 他		

※交付対象者・・・既に手帳の交付を受けている方について、記載してください。

※ 交付 対象 者	フリガナ				
	氏 名	印 押印に代えて署名することができます。			
	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	性 別	
	居 住 地	〒			

注) 身体障害者手帳の交付を受けている本人が15歳未満の場合には、以下の保護者の欄も記載してください。

保 護 者	フリガナ				
	氏 名	印 押印に代えて署名することができます。			
	生 年 月 日	年 月 日	続 柄		
	現 住 所	〒			

現 在 交 付 中 の 内 容	手 帳 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日
	等 級	級 種 別		
	身 体 障 害 者 手 帳	障 害 名		

届 出 者	区 分	1. 本人 2. 保護者 3. その他 ()			
	氏 名	電 話 番 号	() 1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他		
	住 所				

福祉事務所・町村收受印欄	道収受印欄
--------------	-------

備考				
----	--	--	--	--

別記第8号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

都府県知事
福祉事務所長 様
町 村 長

北海道知事

身体障害者の居住地変更について（通知）

このことについて、別紙のとおり居住地変更届が提出されましたので、通知します。

（つきましては、身体障害者指導記録票を新居住地を管轄する市町村の福祉事務所長又は町村長に送付願います。なお、既に身体障害者指導記録票を送付されている場合は、その必要はありません。）

「旧手帳 旧手帳の写し

別記第10号様式中 写 真 を 写 真 に改める。

診断書」 診 断 書」

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第4条第1項第1号中「設置すること」の次に「（第3号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（以下「本社機能移転事業」という。）。
- 第5条の見出し中「又は雇用増」を「、雇用増又は賃料」に改め、同条に次の1項を加える。

5 本社機能移転事業に係る事務所又は事業所の賃料の算定に当たっては、次に掲げる額を控除するものとする。

- (1) 敷金、礼金、共益費その他これらに類する費用の額
- (2) 当該賃料に係る消費税額及び地方消費税額
- (3) 当該賃料について道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けている場合にあっては、当該補助額（前2号に掲げる額に係る補助額を控除した額とする。）

第6条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項第4号中「事項」の次に「（本社機能移転事業にあっては、新設に係る事務所又は事業所の賃料に関する事項）」を加え、同項第5号中「調達計画」の次に「（本社機能移転事業の場合を除く。）」を加え、同項第8号中「食関連産業」の次に「、植物工場」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 本社機能移転事業に係る前項の規定の適用については、同項中「新設又は増設をする工場等の工事に着手する日前60日から工事に着手した日後30日まで」とあるのは、「別表第1の第4欄に定める本社機能移転事業に係る雇用増の要件を満たす日前60日から当該雇用増の要件を満たした日後30日まで」とする。

第7条第1項第4号中「場合」の次に「及び本社機能移転事業の場合」を加え、同条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第11条第2号中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

第13条第2項を次のように改める。

2 本社機能移転事業に係る前項の規定の適用については、同項中「当該工場等の操業等を開始した日以後（当該工場等の工事の完成した日の属する事業年度（個人の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとする。第3章を除き、以下同じ。）の決算終了後に限る。）」とあるのは、「別表第1の第4欄に定める本社機能移転事業に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して1年を経過した日以後」とする。

第13条第3項及び第4項を削る。

第15条に次の1項を加える。

2 本社機能移転事業に係る前項の規定の適用については、同項中「投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地」とあるのは、「算定の対象となった賃料

に係る事務所又は事業所」とする。

別表第1の類型Iの部成長産業分野の款ソフトウェア業の項を削り、同款中

食関連産業（別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅳ」という。）。 ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
-------------------------------------	---

を

食関連産業（別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除くものとし、植物工場を設置する場合にあっては、工業団地内及び工場適地内に限る。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅲ」という。）。 ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
植物工場（別表第3の5の事項に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）	

に改め、

同款新エネルギー供給業（別表第3の5の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の5の事項」を「別表第3の6の事項」に、「基準Ⅴ」を「基準Ⅳ」に改め、同款新エネルギー関連製造業（別表第3の6の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の6の事項」を「別表第3の7の事項」に、「基準Ⅵ」を「基準Ⅴ」に改め、同款データセンター事業（別表第3の7の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「別表第3の7の事項」を「別表第3の8の事項」に、「基準Ⅶ」を「基準Ⅵ」に改め、同款に次のように加える。

本社機能移転事業	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅶ」という。）。 ア 建物又は建物の部分を賃借して当該事務所又は事業所を設置するものであること。 イ 雇用増が30人以上であること。 ウ 当該事務所又は事業所の面積が300平方メートル以上であること。 エ 当該事務所又は事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むこと。 オ 道外から道内に本社機能を移転す
----------	--

ることを公表すること。
カ この規則に基づく他の助成の措置の対象とならないこと。

別表第1の類型Iの部発展基盤施設分野の款高度物流関連事業（別表第3の8の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「別表第3の8の事項」を「別表第3の9の事項」に改め、同表の類型IIの部市町村連携促進分野の款中

製造業（企業立地促進法適用地域内にある場合は、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）

を

製造業（企業立地促進法適用地域内にある場合は、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）
植物工場

に改め、同款コールセンター事業（別表第3の9の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）（企業立地促進法適用地域内にある場合は、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）の項中「別表第3の9の事項」を「別表第3の10の事項」に改め、同款中「又は増設」を「若しくは増設をする場合又は道内の工業団地内若しくは工場適地内に植物工場の新設若しくは増設」に改め、同表中備考5の事項を備考6の事項とし、備考4の事項を備考5の事項とし、備考3の事項の次に次の1事項を加える。

4 この表において「工場適地」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表に登載されている工場適地であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。

別表第2の類型Iの部成長産業分野の款ソフトウェア業で、基準Ⅲに該当するものの項を削り、同款食関連産業で、基準Ⅳに該当するものの項中「食関連産業」の次に「又は植物工場」を加え、「基準Ⅳ」を「基準Ⅲ」に改め、同款新エネルギー供給業で、基準Ⅴに該当するものの項中「基準Ⅴ」を「基準Ⅳ」に改め、同款新エネルギー関連製造業で、基準Ⅵに該当するものの項中「基準Ⅵ」を「基準Ⅴ」に改め、同款データセンター事業で、基準Ⅶに該当するものの項中「基準Ⅶ」を「基準Ⅵ」に改め、同款に次のように加える。

本社機能移転事業で、基準Ⅶに該当するもの	前表の第4欄に定める本社機能移転事業に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して1年を経過する日までの間の賃料の2分の1に相当する額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）	-
----------------------	---	---

別表第2の類型IIの部市町村連携促進分野の款製造業で、基準Ⅹに該当するものの項中「製造業」の次に「又は植物工場」を加える。

別表第3中9の事項を10の事項とし、6の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り下げ、同表5の事項中「限る。）をいう。」を「限る。以下この事項において同じ。）をいう。ただし、太陽光をエネルギー源とした発電事業については、知事が特に必要と認めるものに限る。」に改め、同事項を同表6の事項とし、同表4の事項の次に次の1事項を加える。

5 植物工場

施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、省エネルギー又は新エネルギーの活用のために先進的な設備を導入していると知事が認めるものをいう。

別記第1号様式別紙3の事項(2)中「時期」の次に「(本社機能移転事業の場合は、記入不要)」を加え、同事項に次のように加える。

(3) 本社機能移転事業の時期

ア 新たに道内に設置された事務所又は事業所における業務の開始予定年月日

イ 30人以上の雇用増を満たす予定年月日

別記第1号様式別紙4の事項中「事項」の次に「(本社機能移転事業にあつては、新設に係る事務所又は事業所の賃料に関する事項)」を加え、同事項(1)中

「ソフトウェア」を「ソフトウェア賃料(本社機能移転事業の場合に限る。)」に改め、同事項(1)の注1の事業の場合に限る。」

項に次のただし書を加える。

ただし、本社機能移転事業の場合にあつては、「数量」の欄に事務所又は事業所の面積を、「金額(千円)」の欄に助成の措置を希望する期間(1年以内に限る。)における賃料の総額を記入すること。

別記第1号様式別紙5の事項中「資金の調達計画」の次に「(本社機能移転事業の場合は、記入不要)」を加え、同様式別紙8の事項の注の事項中「食関連産業」の次に「植物工場」を加える。

別記第5号様式3の事項を次のように改める。

3 補助金交付申請額	円
内訳	投資額を基準とする申請額 円
	(本社機能移転事業にあつては、賃料を基準とする申請額)
	雇用増を基準とする申請額 円
	(別表第1の類型Ⅱの工業団地以外の区分で該当する場合のみ記入すること。)

別記第5号様式7の事項中「操業(事業)開始年月日」の次に「(本社機能移転事業にあ

つては、30人以上の雇用増を満たした年月日)」を加え、同様式10の事項の注の事項中「食関連産業」の次に「植物工場」を加え、同様式別紙1中

「ソフトウェア」を「ソフトウェア賃料(本社機能移転事業の場合に限る。)」に改め、同様式別紙1の末尾

欄外注の事項に次のように加える。

3 本社機能移転事業にあつては、賃料の支払状況を確認できる書類の写しを添付すること。

別記第5号様式別紙5の末尾欄外注の事項中「食関連産業」の次に「植物工場」を加える。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 削除

別記第7号様式別紙3の末尾欄外注の事項及び別記第8号様式別紙2の末尾欄外注の事項中「食関連産業」の次に「植物工場」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

訓 令

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北海道自家用電気工作物保安規程(昭和42年北海道訓令第20号)の一部を次のように改正する。

「 _____ 」 「 _____ 」

別表第1中「河川課長」を「河川砂防課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第238号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

次の図（奈井江町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課並びに空知総合振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第239号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

次の図（奈井江町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課並びに空知総合振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第240号

平成24年北海道告示第183号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

次の図（奈井江町、白老町及び羽幌町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第241号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

医療法人社団音更宏明館病院（音更町）

北海道告示第242号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院の事項及び医療法人五輪橋整形外科病院の事項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

小樽市の項医療法人社団島田脳神経外科の事項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

帯広市の項社会医療法人北斗北斗病院の事項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

岩見沢市の項岩見沢市立栗沢病院の事項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

留萌市の項社会医療法人孝仁会留萌セントラルクリニックの事項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

苫小牧市の項医療法人同樹会苫小牧病院の事項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

紋別市の項広域紋別病院の事項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

滝川市の項医療法人翔陽会滝川脳神経外科病院の事項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

岩内町の項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

むかわ町の項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

音更町の項医療法人社団音更宏明館病院の事項中「医療法人社団音更宏明館病院」を「医療法人社団翔嶺館音更宏明館病院」に、「平成29. 1.31」を「平成29. 3.31」に改める。

中標津町の項中「平成26. 3.31」を「平成29. 3.31」に改める。

北海道告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年3月20日、富

良野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、浦臼土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成26年4月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字館浜595の1から595の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第246号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区古潭392の1地先・白老郡白老町字白老783の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、歌志内市字神威280の1・勇払郡むかわ町春日288の4・288の5・穂別和泉314の1・沙流郡平取町字旭19の1地先・19の1・19の3・20の1・20の8・21の6・24の1（以上1筆地先10筆について次の図に示す部分に限る。）、19の2、20の11、20の12

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌郡小平町字鬼鹿富岡59・68・299・勇払郡むかわ町有明6の6地先・303地先（以上2筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町大字昆布森字昆布森33の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 霧害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。様似町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

興部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第249号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。新冠町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 古平郡古平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、島牧郡島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩見沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩見沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課並びに岩見沢市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を白老町役場の掲示場に掲示した。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成26年北海道告示第187号

2 所在が不明な者 渡辺 辰夫

北海道告示第251号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

小樽天神3丁目3地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
小樽市	天神三丁目	427番1地先河川敷地	1
同	同	282番18	2
同	同	281番2	3
同	同	281番2	4
同	同	266番1	5
同	同	267番2地先道路敷地	6
同	同	458番1	7
同	同	458番1	8
同	同	273番4地先河川敷地	9
同	同	275番40	10
同	同	275番37	11
同	同	275番17	12
同	同	275番5地先河川敷地	13

北海道告示第252号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画を次のとおり変更した。

「次のとおり」は省略し、その図書を、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・31号南1条通）
- (3) 事業施行期間 平成26年4月1日から平成35年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 札幌市中央区南1条西4丁目、南1条西5丁目及び南1条西6丁目地内
- 2(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（8・6・3号西2丁目地下歩道）
- (3) 事業施行期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 札幌市中央区大通西1丁目、大通西2丁目、北1条西1丁目及び北1条西2丁目地内

北海道告示第254号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) ハイオクガソリン（J I S K2202 1号） 3,900リットル
 - レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 25,600リットル

- 軽油（J I S K2204） 2,500リットル
- (2) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 14,000リットル
- (3) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 4,700リットル
- (4) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 1,400リットル
- (5) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 21,100リットル
- 軽油（J I S K2204） 600リットル
- (6) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 10,700リットル
- (7) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 1,600リットル
- (8) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 300リットル
- 軽油（J I S K2204） 900リットル
- (9) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 3,300リットル
- (10) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 2,800リットル
- (11) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 12,800リットル
- 軽油（J I S K2204） 400リットル
- (12) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 15,000リットル
- (13) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 7,000リットル
- (14) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 7,000リットル
- 軽油（J I S K2204） 200リットル
- (15) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 6,600リットル
- (16) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 3,300リットル
- (17) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 3,500リットル
- (18) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 1,800リットル
- (19) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 4,200リットル
- (20) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 2,600リットル
- 軽油（J I S K2204） 400リットル
- (21) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 10,100リットル
- 軽油（J I S K2204） 500リットル
- (22) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 2,600リットル
- (23) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 4,600リットル
- (24) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 7,900リットル
- (25) 軽油（J I S K2204） 600リットル
- (26) レギュラーガソリン（J I S K2202 2号） 200リットル
- 軽油（J I S K2204） 700リットル
- (27) 軽油（J I S K2204） 400リットル
- 2 落札を決定した日 平成26年3月14日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(2) 1の(2)、(5)から(7)まで、(10)及び(15)から(18)まで

ア 氏 名 ナラサキ石油株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北5条西5丁目2

(3) 1の(3)

ア 氏 名 北日本石油株式会社
イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5

(4) 1の(4)

ア 氏 名 日商砒油株式会社
イ 住 所 札幌市白石区南郷通2丁目南9-7

(5) 1の(8)

ア 氏 名 札幌アポロ石油株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南5条西10丁目1015

(6) 1の(9)

ア 氏 名 株式会社アイックス
イ 住 所 札幌市白石区本通12丁目南3-10

(7) 1の(11)

ア 氏 名 三谷石油株式会社
イ 住 所 岩見沢市美園4条1丁目2-4

(8) 1の(12)

ア 氏 名 株式会社菱友
イ 住 所 滝川市明神町2丁目1-15

(9) 1の(13)

ア 氏 名 セキカナモノ 関 俊
イ 住 所 深川市3条8-26

(10) 1の(14)

ア 氏 名 有限会社桃野石油店
イ 住 所 夕張郡長沼町栄町1丁目7-19

(11) 1の(19)

ア 氏 名 岩倉商事株式会社
イ 住 所 苫小牧市末広町3丁目9-21

(12) 1の(20)

ア 氏 名 日下石油倉庫株式会社
イ 住 所 富良野市若葉町2-20

(13) 1の(21)から(24)まで

ア 氏 名 株式会社当別熱源
イ 住 所 石狩郡当別町末広380

(14) 1の(25)

ア 氏 名 同盟石油株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西7丁目20-1

(15) 1の(26)

ア 氏 名 旭川石油株式会社
イ 住 所 旭川市四条通16丁目左十号

(16) 1の(27)

ア 氏 名 釧路石炭販賣株式会社
イ 住 所 釧路市南大通5丁目2-23

4 落札金額

(1) ハイオクガソリン 167円、レギュラーガソリン 155円、軽油 141円

(2) 149円

(3) 148円

(4) 146円

(5) レギュラーガソリン 146円、軽油 132円

(6) 149円

(7) 150円

(8) レギュラーガソリン 149.80円、軽油 135円

(9) 149円

(10) 148円

(11) レギュラーガソリン 151円、軽油 135円

(12) 151円

(13) 152円

(14) レギュラーガソリン 148円、軽油 135円

(15) 145円

(16) 149円

(17) 149円

(18) 148円

(19) 148円

(20) レギュラーガソリン 146.80円、軽油 121.50円

- (21) レギュラーガソリン 148円、軽油 135円
- (22) 148円
- (23) 148円
- (24) 148円
- (25) 140円
- (26) レギュラーガソリン 146円、軽油 133円
- (27) 128円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月31日付け北海道告示第71号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第255号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) 入札番号1 A重油（JIS 1種1号） 48,400リットル
- (2) 入札番号2 A重油（JIS 1種2号） 43,500リットル
- (3) 入札番号3 A重油（JIS 1種2号） 59,000リットル

2 落札を決定した日

平成26年3月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 ミナミ石油株式会社
- (2) 住所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

4 落札金額

- (1) 84.48円
- (2) 83.48円
- (3) 83.48円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月14日付け北海道告示第118号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第256号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 北海道庁本庁舎等で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,960kW
- イ 電力量料金（使用電力量1kW当たりの単価） 5,205,000kWh

(2) 北海道庁別館西棟庁舎等で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 174kW
- イ 電力量料金（使用電力量1kW当たりの単価） 325,700kWh

2 落札を決定した日

平成26年3月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社エネット
- (2) 住所 東京都港区芝公園二丁目6番3号

4 落札金額

- (1)ア 1,611円
- イ 14.56円
- (2)ア 1,656円
- イ 14.56円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月31日付け北海道告示第73号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道出納局集中業務室財産管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月1日

北海道胆振総合振興局長 田 邊 隆 久

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

- (1) 乗用自動車の賃貸借 5台分 一式
- (2) 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式
- (3) 乗用自動車の賃貸借 7台分 一式
- (4) 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式
- (5) 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式

2 落札を決定した日

平成26年3月3日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)、(4)及び(5)

ア 氏 名 トヨタカローラ苫小牧株式会社
イ 住 所 苫小牧市柳町4丁目6番32号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース新札幌
イ 住 所 札幌市豊平区美園3条6丁目3番10号

(3) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌
イ 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1番地

4 落札金額

- (1) 115,020円
- (2) 33,372円
- (3) 194,292円
- (4) 19,764円
- (5) 23,004円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月21日付け北海道胆振総合振興局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道留萌振興局告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年4月1日

北海道留萌振興局長 岡 崎 一 智

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 農業用機械の購入その1
農業用車輪汎用トラクター 2台
- イ 農業用機械の購入その2
 - (ア) モアコンデショナー 2台
 - (イ) テグダー 1台
 - (ウ) レーキ 1台
 - (エ) ロールベラー 1台
 - (オ) ラッピングマシン 1台

ウ 農業用機械の購入その3
ロールカッター 1台

エ 農業用機械の購入その4
ホイールローダー 1台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 入札説明書による。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年4月1日（火）から同月28日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2
北海道留萌振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌合同庁舎2階講堂（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成26年5月13日（火）午後2時（送付による場合は、同月12日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道留萌振興局のホームページの入札等の情報（<http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道留萌振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2
電話番号 0164-42-8409

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Agricultural wheel tractor 2

b Mower conditioner 2

c Tedder 1

d Rake 1

e Roll bailer 1

f Wrapping machine 1

g Roll cutter 1

h Wheel loader 1

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., May 13, 2014

(Mailed bids must arrive no later than May 12, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Rumoi Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8409

北海道釧路総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年4月1日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式
 イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり2,500枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成26年6月2日から平成31年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成26年4月1日（火）から同月25日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁

- 目2番54号 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課)
- (2) 入札日時 平成26年5月8日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月7日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
 ア 名称及び数量 複写機の賃貸借 12台
 イ 予定時期 平成26年5月下旬頃
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 平成26年3月25日付け北海道釧路総合振興局告示第2号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの賃貸借の基本料金（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
電話番号 0154-43-9133

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., May 8, 2014

(Mailed bids must arrive no later than May 7, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Urami 2-chome 2-54, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan

Phone : 0154-43-9133

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月1日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

- 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号） 830,000リットル
- 落札を決定した日
平成26年3月19日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 協和石油株式会社
(2) 住 所 函館市末広町21番17号
- 落札金額
93.0円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成26年2月4日付け北海道教育庁渡島教育局告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁上川教育局告示第34号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月1日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
(1) 学習用システムパーソナルコンピュータ貸貸借 210台 一式
(2) 学習用システムパーソナルコンピュータ貸貸借 9台 一式
- 落札を決定した日
平成26年3月7日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 N E C キャピタルソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 落札金額
(1) 738,374円
(2) 36,720円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成26年2月4日付け北海道教育庁上川教育局告示第4号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則6-46

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	職
1 法令の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもので右欄に掲げる職	(1) 児童自立支援専門員又は福祉専門員 (2) 児童生活支援員又は福祉専門員 (3) 林業普及指導員又は専門普及指導員 (4) 普及指導員又は専門普及指導員
2 国家試験に合格し、所管大臣の免許を受けなければならないもので右欄に掲げる職	(1) 船員（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第5項に規定する海技士をいう。）、航海主任、機関主任又は主任 (2) 航空整備士又は主任 (3) 医師 (4) 歯科医師 (5) 薬剤師又は専門員 (6) 獣医師又は専門員 (7) 保健師、主任保健師又は主任 (8) 助産師又は主任助産師 (9) 看護師又は主任看護師 (10) 理学療法士又は理療専門員 (11) 作業療法士又は理療専門員 (12) 視能訓練士又は理療専門員 (13) 臨床検査技師又は医療検査専門員 (14) 診療放射線技師又は医療検査専門員 (15) 臨床工学技士又は専門員 (16) 言語聴覚士又は理療専門員 (17) 管理栄養士又は専門員
3 その他法令等によって特別の資格を有しなければならないもので右欄に掲げる職	(1) 水産業普及指導員又は専門普及指導員 (2) 保育士又は福祉専門員 (3) 司書又は主任 (4) 職業訓練指導員又は職業訓練専門員 (5) 栄養士又は専門員 (6) 衛生検査技師又は医療検査専門員 (7) 歯科衛生士又は専門員 (8) 歯科技工士又は専門員 (9) 理療訓練員又は理療専門員 (10) 准看護師又は主任准看護師 (11) 学校栄養職員又は専門員
4 技能又は経験等を必要とするもので右欄	(1) 速記士又は主任

に掲げる職種に該当する職

- (2) ボイラー技士
- (3) 通訳員又は主任
- (4) 電話交換手
- (5) 運転技術員
- (6) 技能員
- (7) 電気技能員
- (8) 研究補助員
- (9) 犯罪鑑識技術員又は主任
- (10) 警察官（警察官として勤務した経験を有する者）
- (11) 少年警察補助員又は主任

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-90

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第7条第3項」を「第7条第2項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第5項中「第7条第3項」を「第7条第2項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-64

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項総合振興局の事項中「施設保全室長（人事委員会が定めるものに限る。）」を「施設保全室長」に改め、同項振興局の事項中「、地域支援課長及び指導援助課長」を「及び課長」に改め、同項道立病院の事項中「事務長」を「事務長 室長 センター

長」に改め、同表教育庁の項近代美術館の事項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16-23

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

別表第1中6の項を次のように改める。

6 一般財団法人地域総合整備財団

別表第1中9の項を削り、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次の1項を加える。

7 公益財団法人北海道農業公社

別表第1中15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次の1項を加える。

13 学校法人酪農学園

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ることについて調査、審議を行い、その結果を人事委員会に報告するものとする。
(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、事務局次長及び各課長をもって充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員3人以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、関係職員を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務審査課において処理する。

(委員長への委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 訓 令

北海道人事委員会訓令第1号

庁 中 一 般

北海道人事委員会事務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程を次のように定める。

平成26年4月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会事務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程

(設置)

第1条 人事委員会事務局に、内部協議機関として、北海道人事委員会事務局職員賞罰及び賠償審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事務局の職員に係る賞罰及び職員の職務上の行為に係る賠償事案に関す

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第177号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月1日

北海道警察本部長 坂 明

別表札幌方面中央警察署の項中

薄 野		札幌市中央区南4条西3丁目	札幌市中央区南2条（南2条通以南）から南9条（南9条通以北）までの西1丁目から西5丁目まで並びに南7条	を
-----	--	---------------	---	---

				東1丁目及び東2丁目	
薄野			札幌市中央区南4条西3丁目	札幌市中央区南2条（南2条通以北を除く。）から南9条（南9条通以北）までの西1丁目から西5丁目まで	に、
同	豊平橋		同 中央区南5条東4丁目	同 中央区南2条及び南3条の東3丁目から東6丁目まで、南4条及び南5条の東1丁目から東5丁目まで並びに南6条東1丁目から東3丁目まで	
を					
同	豊平橋		同 中央区南5条東4丁目	同 中央区南2条及び南3条の東3丁目から東6丁目まで、南4条及び南5条の東1丁目から東5丁目まで、南6条東1丁目から東3丁目まで並びに南7条東1丁目及び東2丁目	
同		北三条通	同 中央区北2条西12丁目	在札幌大韓民国総領事館施設一円	
に改め、同表札幌方面白石警察署の項中					
白石中央			同 白石区本通2丁目北7番地	同 白石区中央1条6丁目及び7丁目、中央2条1丁目から7丁目まで、中央3条1丁目から6丁目まで、平和通1丁目南から5丁目南まで、平和通1丁目北から5丁目北まで、本通1丁目南から5丁目南まで、本通1丁目北から5丁目北まで並びに本郷通1丁目北から5丁目北まで	を
白石中央			同 白石区本通2丁目北7番地	同 白石区中央1条6丁目及び7丁目、中央2条1丁目から7丁目まで、中央3条1丁目から6丁目まで、平和通1丁目南から7丁目南まで、平和通1丁目北から7丁目北まで、本通1丁目南から7丁目南まで、本通1丁目北から7丁目北まで並びに本郷通1丁目から7丁目北まで並びに本郷通1丁目	に、

				北から5丁目北まで	
同	白石本通		同 白石区本通11丁目北3番地	同 白石区平和通6丁目南から13丁目南まで、平和通6丁目北から14丁目北まで、本通6丁目南から13丁目南まで及び本通6丁目北から13丁目北まで	
同	東白石		同 白石区本通16丁目南4番19号	同 白石区本通14丁目南から21丁目南まで、本通14丁目北から21丁目北まで、平和通14丁目南から17丁目南まで、平和通15丁目北から17丁目北まで、南郷通14丁目南から21丁目南まで、南郷通14丁目北から20丁目北まで、栄通14丁目から21丁目まで及び流通センター1丁目から7丁目まで	
を					
同	東白石		同 白石区本通16丁目南4番19号	同 白石区本通8丁目南から21丁目南まで、本通8丁目北から21丁目北まで、平和通8丁目南から17丁目南まで、平和通8丁目北から17丁目北まで、南郷通14丁目南から21丁目南まで、南郷通14丁目北から20丁目北まで、栄通14丁目から21丁目まで及び流通センター1丁目から7丁目まで	
に改め、同表札幌方面千歳警察署の項中					
駅前			千歳市千代田町7丁目101番地の19	千歳市千代田町、栄町、清水町及び花園の1丁目から7丁目まで、幸町及び高台の1丁目から6丁目まで、錦町、稲穂、富丘及び幸福の1丁目から4丁目まで、未広及び清流の1丁目から8丁目まで、北栄1丁目及び2丁目、あづさ1丁目から3丁目まで、根志越の一部（千歳川以東を除く。）、北信濃の一部（東9線以東）並びに都の一部（東9線以東の南26号以南）	
				同 新富1丁目から3丁目まで、信濃、富士、北陽及び長都駅前の1丁目から4丁目まで、桜木及び緑町の1丁目から5丁目まで、自由ヶ丘及び北光	を

新 富		同 信濃 2 丁目33番 3号	の1丁目から7丁目まで、北斗1丁目から6丁目まで、勇舞1丁目から8丁目まで、北信濃の一部（東9線以東を除く。）、都の一部（南26号以南の東9線以西）、長都の一部（南26号以北を除く。）並びに上長都
本 町		同 本町 4 丁目 7番地の 13	同 本町、東雲町及び春日町の1丁目から5丁目まで、朝日町1丁目から8丁目まで、大和及び真々地の1丁目から4丁目まで、桂木1丁目から6丁目まで、新星1丁目及び2丁目、平和、真町、美々の一部（JR千歳線高架から以南）、蘭越並びに泉沢の一部（道央自動車道以東）

駅 前		千歳市千代田 町 7 丁目101 番地の19	千歳市千代田町、栄町、清水町及び花園の1丁目から7丁目まで、幸町及び高台の1丁目から6丁目まで、稲穂、富丘及び幸福の1丁目から4丁目まで、末広及び清流の1丁目から8丁目まで、北栄1丁目及び2丁目、あづさ1丁目から5丁目まで（4丁目欠）、根志越の一部（千歳川以東を除く。）、北信濃の一部（東9線以東）並びに都の一部（東9線以東の南26号以南）
新 富		同 信濃 2 丁目33番 3号	同 信濃、富士及び北陽の1丁目から4丁目まで、長都駅前及び桜木の1丁目から5丁目まで、新富1丁目から3丁目まで、自由ヶ丘及び北光の1丁目から7丁目まで、北斗1丁目から6丁目まで、勇舞1丁目から8丁目まで、北信濃の一部（東9線以東を除く。）、都の一部（南26号以南の東9線以西）、長都の一部（南26号以北を除く。）並びに上長都
本 町		同 本町 4 丁目 7番地の 13	同 本町、東雲町、春日町及び緑町の1丁目から5丁目まで、朝日町1丁目から8丁目まで、錦町、大和及び真々地の1丁目から4丁目まで、桂木1丁目から6丁目まで、新星1丁目及び2丁目、平和、真町、美々の一部（JR千歳線高架から以南）、蘭越並びに

に、

泉沢の一部（道央自動車道以東）

恵 庭		恵庭市有明町 5 丁目 1 番 7 号	恵庭市北柏木町1丁目から5丁目まで（2丁目欠）、福住町1丁目から3丁目まで、柏陽町及び黄金北の1丁目から4丁目まで（2丁目欠）、美咲野、駒場町及び有明町の1丁目から6丁目まで、住吉町、和光町、桜町、大町、白樺町及び文京町の1丁目から4丁目まで、緑町1丁目及び2丁目、相生町、末広町、栄恵町、泉町、京町、漁町、新町、本町、黄金町、柏木町、恵中央町、幸町、牧場、戸磯、恵南、島松沢、桜森並びに盤尻
恵 み 野		同 恵み野 西 1 丁目23番 6	同 恵み野東1丁目から7丁目まで、恵み野西1丁目から6丁目まで、恵み野南1丁目から4丁目まで、恵み野北1丁目から7丁目まで、中島町1丁目から6丁目まで及び南島松の一部（通称恵み野地区）
	島 松	同 島松本 町 1 丁目 7 番 15号	同 島松寿町1丁目及び2丁目、島松本町、島松東町、島松旭町の1丁目から4丁目まで、島松仲町1丁目から3丁目まで、西島松、下島松の一部（南17号以南）、中島松の一部（西4線以西の南17号以南）並びに南島松の一部（西4線以西の南21号以北）
	中恵庭	同 上山口 24番地	同 漁太、春日、中央、上山口、林田、北島、穂栄、下島松の一部（南17号以北）、中島松の一部（西4線以西の南17号以南を除く。）及び南島松の一部（西4線以東の南21号以北。ただし、通称恵み野地区を除く。）

を

恵 庭		恵庭市有明町 5 丁目 1 番 7	恵庭市有明町、美咲野及び駒場町の1丁目から6丁目まで、北柏木町、和光町及び黄金中央の1丁目から5丁目まで、福住町1丁目から3丁目まで、柏陽町1丁目から4丁目まで（2丁目欠）、黄金南1丁目から7丁目まで、
-----	--	----------------------	---

			号	黄金北、幸町、住吉町、桜町、大町、白樺町及び文京町の1丁目から4丁目まで、緑町1丁目及び2丁目、相生町、末広町、栄恵町、泉町、京町、漁町、新町、本町、柏木町、恵央町、牧場、戸磯、恵南、島松沢、桜森並びに盤尻	に改め、
恵み野			同 恵み野西1丁目23番6	同 恵み野西1丁目から6丁目まで、恵み野東1丁目から7丁目まで、恵み野南1丁目から4丁目まで、恵み野北1丁目から7丁目まで、中島町1丁目から6丁目まで及び南島松の一部(道道600号島松恵庭線以南)	
		島松	同 島松本町1丁目7番15号	同 島松本町、島松旭町及び島松東町の1丁目から4丁目まで、島松仲町1丁目から3丁目まで、島松寿町1丁目及び2丁目、西島松、下島松の一部(南17号以南)、中島松の一部(西4線以西の南17号以南)並びに南島松の一部(西4線以西の道道600号島松恵庭線以北)	
		中恵庭	同 上山口24番地	同 上山口、漁太、春日、中央、林田、北島、穂栄、下島松の一部(南17号以北)、中島松の一部(西4線以西の南17号以南を除く。)及び南島松の一部(西4線以东の道道600号島松恵庭線以北)	

同表札幌方面美唄警察署の項中

同			峰延	同 峰延町	同 峰延町、豊葦町並びに光珠内町の南、1区、2区及び4区
同			光珠内	同 光珠内町	同 光珠内町(南、1区、2区及び4区を除く。)、進徳町の1区、2区、3区西及び東の一部並びに一心町

を

同			峰延	同 字峰延92番地4	同 峰延町、豊葦町、光珠内町、進徳町の1区、2区、3区、西及び東の一部並びに一心町
---	--	--	----	------------	---

に改め、同表札幌方面砂川警察署の項中

札幌方面砂川警察署	駅前			砂川市東2条北2丁目	砂川市(ただし、東4条から西4条までの南9丁目および南10丁目並びに緑町、日の出町、宮川町、豊沼町、西豊沼、東豊沼、空知太及び富平を除く。)
同			豊沼	同 西1条南12丁目1番5号	同 東6条から西7条までの南9丁目から南22丁目まで、日の出1条及び日の出2条の南9丁目から南12丁目まで、豊沼町、東豊沼及び西豊沼
同			空知太	同 空知太東1条2丁目375番地8	同 空知太及び富平

を

札幌方面砂川警察署	駅前			砂川市東2条北2丁目1番21号	砂川市東1条北、西1条北及び西2条北の1丁目から18丁目まで、東1条南、東3条南及び西1条南の1丁目から22丁目まで、東2条南及び西4条南の1丁目から10丁目まで、東2条北1丁目から9丁目まで、東3条北1丁目から8丁目まで、東4条北及び東6条北の5丁目から11丁目まで、東4条南3丁目から22丁目まで、東5条北5丁目から10丁目まで、東5条南3丁目から21丁目まで、東6条南3丁目から14丁目まで(4丁目欠)、東7条南4丁目から8丁目まで、西2条南及び西3条南の1丁目から14丁目まで、西3条北1丁目から18丁目まで(8丁目、11丁目から13丁目まで欠)、西3条南及び西5条南の21丁目及び22丁目、西4条北1丁目から18丁目まで(7丁目から13丁目まで欠)、西4条南、西6条南及び西7条南の22丁目、西5条北及び西6条北の2丁目から16丁目まで(9丁目から12丁目まで欠)、西5条南9丁目から11丁目まで、西6条北14丁目から16丁目まで、西6条南及び西7条南の11丁目から14丁目まで、西7条北2丁目から9丁目まで(8丁目、10丁目から13丁目まで欠)、西8条北2丁目から15丁目まで(6丁目から13丁目ま
-----------	----	--	--	-----------------	---

				で欠)、西9条北3丁目から9丁目まで、晴見1条北5丁目から11丁目まで、晴見2条北5丁目から10丁目まで、晴見3条北及び晴見4条北の8丁目から10丁目まで、吉野1条北及び吉野2条北の1丁目から北4丁目まで、吉野1条南及び吉野2条南の1丁目から南8丁目まで、吉野3条南及び吉野4条南の3丁目から南8丁目まで、日の出1条南9丁目から12丁目まで、日の出2条南9丁目、三砂町、オアシス、北光の一部、焼山、北吉野町、南吉野町、鶉、宮城の沢、東豊沼、豊沼町並びに西豊沼
同			空知太東1条2丁目1番22号	同 東1条北19丁目から23丁目まで西1条北及び西2条北の19丁目から24丁目まで、西3条北及び西4条北の19丁目から22丁目まで、西5条北20丁目から23丁目まで、西6条北21丁目から24丁目まで、西7条北及び西8条北の22丁目から24丁目まで、空知太東4条1丁目から5丁目まで(3丁目欠)、空知太東5条4丁目、空知太西1条1丁目から7丁目まで、空知太西2条4丁目及び5丁目、空知太西3条4丁目から6丁目まで、空知太西4条4丁目から7丁目まで、空知太西5条4丁目から8丁目まで、空知太西6条5丁目から8丁目まで、空知太東1条1丁目から7丁目まで、空知太東2条及び空知太東3条の1丁目から6丁目まで、北光の一部、一の沢、空知太及び富平

上砂川	同 上砂川町字上砂川町254番地1	同 上砂川町字上砂川町字鶉の一部(ただし、通称下鶉、鶉本町及び緑が丘を除く。)、字上砂川(通称本町、中町及び奥沢)及び字西山(通称東町及び東山)
下鶉	同 鶉37番1	同 字鶉の一部(通称下鶉、鶉本町及び緑が丘)

上砂川	同 上砂川町字上砂川町254番地4	同 上砂川町字上砂川町、字鶉の一部(通称鶉本町、緑が丘及び下鶉を除く。)、字上砂川、字西山、字奈井江及び字文殊
下鶉	同 字鶉38番地12	同 字鶉の一部(通称鶉本町、緑が丘及び下鶉)

に改め、同表札幌方面

芦別警察署の項中

同		西芦別	同 西芦別町51番地の1	同 西芦別町、中の丘町、東頼城町及び緑泉町の一部(通称幸町及び緑町)
同		頼城	同 頼城町4番地の36	同 頼城町、芦別、川岸及び緑泉町の一部(通称幸町及び緑町を除く。)

を

同		頼城	同 頼城町4番地の36	同 西芦別町、中の丘町、東頼城町、緑泉町、頼城町、川岸及び芦別
---	--	----	-------------	---------------------------------

に改め、同表札幌方面小樽警察署の項中

同	長橋		同 長橋3丁目1番1号	小樽市長橋1丁目から5丁目まで、幸1丁目から4丁目まで及び清水町
同	手宮		同 手宮1丁目3番1号	同 梅ヶ枝町、末広町、手宮1丁目から3丁目まで、錦町、豊川町、石山町、高島1丁目から5丁目まで、祝津1丁目から4丁目まで及び赤岩1丁目から3丁目まで
同	小樽駅前		同 稲穂2丁目22番14号	同 稲穂1丁目から5丁目まで並びに富岡1丁目及び2丁目
同	花園		同 花園3丁目1番1号	同 花園1丁目から5丁目まで、色内1丁目から3丁目まで、港町、山田町、相生町、東雲町及び堺町
同	最上		同 最上1丁目1番1号	同 緑及び入船の1丁目から5丁目まで、最上、松ヶ枝及び天狗山の1丁目及び2丁目並びに旭町
同	若松		同 若松1丁目9番9号	同 新富町、信香町、住吉町、有幌町、奥沢1丁目から5丁目まで、天神1丁目から4丁目まで並びに住ノ江、真栄及び若松の1丁目及び2丁目

同	築港			同 築港1番3号	同 若竹町、築港、勝納町及び潮見台1丁目から4丁目まで
同	桜			同 桜2丁目24番13号	同 桜1丁目から5丁目まで、望洋台1丁目から3丁目まで及び船浜町
同	銭函			同 見晴町8番3号	同 銭函1丁目から5丁目まで、星野町、見晴町、桂岡町、張碓町及び春香町
同	朝里			同 新光1丁目9番12号	同 朝里1丁目から4丁目まで、新光1丁目から5丁目まで、新光町及び朝里川温泉1丁目から3丁目まで
同			塩谷	同 塩谷2丁目15番10号	同 塩谷1丁目から5丁目まで及び桃内1丁目から3丁目まで
同			オタモイ	同 オタモイ1丁目35番19号	同 オタモイ1丁目から4丁目まで
同			蘭島	同 蘭島1丁目26番21号	同 蘭島1丁目から3丁目までおよび忍路1丁目から3丁目まで

を

札幌方面小樽警察署	小樽駅前			小樽市稲穂2丁目22番14号	小樽市稲穂1丁目から5丁目まで並びに富岡1丁目及び2丁目
同	長橋			同 長橋3丁目1番1号	同 長橋1丁目から5丁目まで、幸1丁目から4丁目まで及び清水町
同	花園			同 花園3丁目1番1号	同 花園1丁目から5丁目まで、色内1丁目から3丁目まで、港町、山田町、相生町、東雲町及び堺町
同	手宮			同 手宮1丁目3番1号	同 手宮1丁目から3丁目まで、高島1丁目から5丁目まで、祝津1丁目から4丁目まで、赤岩1丁目から3丁目まで、梅ヶ枝町、末広町、錦町、豊川町及び石山町
同	若松			同 若松1丁目9番9号	同 若松、住ノ江及び真栄の1丁目及び2丁目、奥沢1丁目から5丁目まで、天神1丁目から4丁目まで、新富町、信香町、住吉町並びに有幌町
同	築港			同 築港1番3号	同 築港、若竹町、勝納町及び潮見台1丁目から4丁目まで
					同 最上、松ヶ枝及び天狗山の1丁

同	最上			同 最上1丁目1番1号	目及び2丁目、緑及び入船の1丁目から5丁目まで並びに旭町
同	銭函			同 見晴町8番3号	同 見晴町、銭函1丁目から5丁目まで、星野町、桂岡町、張碓町及び春香町
同	朝里			同 新光1丁目8番13号	同 新光1丁目から5丁目まで、朝里1丁目から4丁目まで並びに新光町及び朝里川温泉1丁目から3丁目まで
同	桜			同 桜2丁目24番13号	同 桜1丁目から5丁目まで、望洋台1丁目から3丁目まで及び船浜町
同			塩谷	同 塩谷2丁目15番10号	同 塩谷1丁目から5丁目まで及び桃内1丁目から3丁目まで
同			蘭島	同 蘭島1丁目26番21号	同 蘭島1丁目から3丁目まで及び忍路1丁目から3丁目まで
同			オタモイ	同 オタモイ1丁目35番19号	同 オタモイ1丁目から4丁目まで

に改め、同表札幌方面岩内警察署の項中

札幌方面岩内警察署	マリンプラザ			岩内郡岩内町字万代48番地の6	岩内郡岩内町、字高台、字宮園、字大浜、字東山、字栄、字万代、字大和、字御崎、字清住及び字相生
同			野東	同 字野東48番地の7	同 字野東及び字敷島内

を

札幌方面岩内警察署	マリンプラザ			岩内郡岩内町字万代48番地の6	岩内郡岩内町字万代、字高台、字宮園、字大浜、字東山、字栄、字大和、字御崎、字清住、字相生、字野東及び字敷島内
-----------	--------	--	--	-----------------	--

に改め、同表札幌方面苫小牧警察署の項中

札幌方面苫小牧警察署	臨港			苫小牧市元中野町4丁目13番16号	苫小牧市元中野町1丁目から4丁目まで、港町及び船見町の1丁目及び2丁目、新中野町、入船町及び汐見町の1丁目から3丁目まで、晴海町並びに一
------------	----	--	--	-------------------	--

				本松町
同	駅前		同 表町 6丁目4番1号	同 王子町1丁目から3丁目まで、表町1丁目から6丁目まで、若草町1丁目から5丁目まで、旭町1丁目から4丁目まで及び末広町1丁目から3丁目まで

を

札幌方面 苫小牧警察署	駅前		苫小牧市表町 6丁目4番1号	同 表町1丁目から6丁目まで、王子町1丁目から3丁目まで、若草町1丁目から5丁目まで、新中野町1丁目から3丁目まで、元中野町1丁目から4丁目まで、港町1丁目及び2丁目、末広町及び汐見町の1丁目から3丁目まで並びに旭町1丁目から4丁目まで
----------------	----	--	-------------------	--

に、

同	沼ノ端		同 字沼ノ端 653番地8	同 字沼の端、字柏原、字静川、字植苗、字美沢、あけぼの町1丁目から5丁目まで及び字勇払の一部（勇払ふ頭以北）
---	-----	--	------------------	--

を

同	沼ノ端		同 沼ノ端中央3丁目 2番8号	同 沼ノ端中央及び東開町の1丁目から6丁目まで、入船町1丁目から3丁目まで、船見町1丁目及び2丁目、晴海町、一本松町、字沼ノ端の一部（北海道旅客鉄道株式会社室蘭本線以南）、字柏原、字静川並びに字勇払の一部（勇払ふ頭以北）
同	沼ノ端北		同 北栄町3丁目3番地 の10	同 北栄町及びあけぼの町の1丁目から5丁目まで、拓勇東町及び拓勇西町の1丁目から8丁目まで、字沼ノ端の一部（北海道旅客鉄道株式会社室蘭本線以北）、字植苗及び字美沢

に改め、同表札幌方面浦河警察署の項中

幌満	同 字幌満60番地	同 字大泉、字冬島、字平字、字新富及び	を
----	-----------	---------------------	---

		字岡田
旭	同 字旭75番地の18	同 字旭、字幌満、字田代、字大泉、字冬島、字平字、字新富及び字岡田

に改め、同表函館方面

函館中央警察署の項中

	大野	同 本町178番地の1	同 本町、白川、本郷、細入、開発、向野、南大野、文月、市渡、中山、村山、稲里、千代田、一本木、萩野、東前、清水川及び村内
	七飯南	亀田郡七飯町大川6丁目15番1号	同 七飯町大川1丁目から11丁目まで、大中山1丁目から8丁目まで、字大中山、字中島、字中野、字豊田及び字大川
七飯		同 字本町573番地5	同 鳴川1丁目から5丁目まで、本町1丁目から4丁目まで、字本町、字緑町、字鶴野、字飯田町及び字鳴川町
	峠下	同 字峠下312番地	同 字藤城、字峠下、字桜町、字上藤城及び字仁山

を

	大野	同 本町1丁目5番7号	同 本町1丁目から6丁目まで、本郷1丁目から3丁目まで、向野1丁目から3丁目まで、本町、本郷、向野、市渡、稲里、白川、細入、開発、東前、萩野、一本木、千代田、清水川、南大野、村内、文月、村山及び中山
七飯		亀田郡七飯町本町6丁目2番13号	同 七飯町本町1丁目から8丁目まで、鳴川1丁目から5丁目まで、大中山1丁目から8丁目まで、緑町1丁目から3丁目まで、桜町1丁目及び2丁目、字本町、字桜町、字鳴川町、字大中山、字中島、字緑町、字鶴野及び字飯田町
	七飯南	同 大川6丁目15番1号	同 大川1丁目から11丁目まで、字大川、字中野及び字豊田

に改め、

		峠 下	同 字峠下304番 地3	同 字峠下、字藤城、字上藤 城及び字仁山
--	--	-----	--------------------	----------------------------

同表函館方面函館西警察署の項中

「	大 森	」	同 大森町 17番11号	を	「	大 森	」	同 大森町 28番17号
---	-----	---	-----------------	---	---	-----	---	-----------------

に改め、同表旭川方面旭川中央警察署の項中

旭 町			同 旭町1 条3丁目2764 番地1	同 旭町1条、旭町2条、大町1条 及び大町2条の1丁目から6丁目ま で、大町3条4丁目から6丁目まで、 花咲町及び本町の1丁目から3丁目ま で、川端町1条から川端町4条までの 4丁目から7丁目まで、川端町5条7 丁目、大町3条の一部（大町2条の6 丁目と7丁目の境界線の延長線以南） 並びに春光町の一部（自衛隊敷地及び 大町2条の6丁目と7丁目の境界線の 延長線以南）	を
-----	--	--	--------------------------	--	---

旭 町			同 旭町1 条3丁目2764 番地1	同 旭町1条、旭町2条、大町1条 及び大町2条の1丁目から6丁目ま で、大町3条4丁目から6丁目まで、 花咲町1丁目から4丁目まで及び5丁 目の一部（市道花咲通線以西）、本町 1丁目から3丁目まで、川端町1条か ら川端町4条までの4丁目から7丁目 まで、川端町5条7丁目、大町3条の 一部（大町2条の6丁目と7丁目の境 界線の延長線以南）並びに春光町の一 部（自衛隊敷地及び大町2条の6丁目 と7丁目の境界線の延長線以南）	に、
-----	--	--	--------------------------	--	----

				同 春光1条9丁目、春光2条8丁 目及び9丁目、春光3条6丁目から9 丁目まで、春光4条から春光7条まで の5丁目から9丁目まで、春光6区1
--	--	--	--	---

春 光			同 春光6 区1条4丁目 367番地9	条及び春光6区2条の1丁目から5丁 目まで、春光6区3条及び春光6区4 条の1丁目から3丁目まで、花咲町4 丁目から7丁目まで、末広1条から末 広8条までの1丁目から3丁目まで、 末広東1条から末広東3条までの1丁 目から3丁目まで並びに字近文の一部 （道道旭川幌加内線以東）	を
-----	--	--	---------------------------	---	---

春 光			同 春光1 条8丁目12番 47号	同 春光1条及び春光2条の7丁目 から9丁目、春光3条6丁目から9丁 目まで、春光4条から春光7条までの 5丁目から9丁目まで、花咲町5丁目 の一部（市道花咲通線以東）、花咲町 6丁目及び7丁目、末広1条から末広 8条までの1丁目から3丁目まで、末 広東1条から末広東3条までの1丁目 から3丁目まで並びに字近文の一部 （道道旭川幌加内線以東）	に改め、
-----	--	--	-------------------------	---	------

同表釧路方面釧路警察署の項中

望 洋			同 春菜5 丁目13番1号	同 春採1丁目から8丁目まで、興 津1丁目から4丁目まで、興津5丁目 の一部（1番及び3番から30番ま で）、桜ヶ岡1丁目の一部（1番から 10番まで及び13番から30番まで）、緑 ヶ岡3丁目、緑ヶ岡5丁目、鶴ヶ岱3 丁目並びに紫雲台	を
-----	--	--	------------------	---	---

望 洋			同 桜ヶ岡 1丁目5番30 号	同 桜ヶ岡1丁目の一部（1番から 10番まで及び13番から30番まで）、春 採1丁目から8丁目まで、興津1丁目 から4丁目まで、興津5丁目の一部（1 番及び3番から30番まで）、緑ヶ岡3 丁目、緑ヶ岡5丁目、鶴ヶ岱3丁目並 びに紫雲台	に、
-----	--	--	-----------------------	---	----

同	桜ヶ岡		同 桜ヶ岡 5丁目5番7 号	同 益浦1丁目から4丁目まで、桜 ヶ岡1丁目の一部（11番及び12番）、 桜ヶ岡3丁目から6丁目まで及び興津
---	-----	--	----------------------	--

				5丁目の一部（2番）
同		白樺	同 白樺台 2丁目24番1号	同 白樺台1丁目から7丁目まで、 桜ヶ岡7丁目及び8丁目、桂恋、三津 浦並びに高山

を

同	桜ヶ岡		同 桜ヶ岡 5丁目5番7号	同 益浦1丁目から4丁目まで、桜 ヶ岡1丁目の一部（11番及び12番）、 桜ヶ岡3丁目から6丁目まで及び興津 5丁目の一部（2番）
---	-----	--	------------------	--

に、

同	美原		同 美原4 丁目1番1号	同 美原1丁目から5丁目まで及び 広里
---	----	--	-----------------	------------------------

を

同	美原		同 美原4 丁目1番1号	同 美原1丁目から5丁目まで及び 広里
---	----	--	-----------------	------------------------

同		白樺	同 白樺台 2丁目24番1号	同 白樺台1丁目から7丁目まで、 桜ヶ岡7丁目及び8丁目、桂恋、三津 浦並びに高山
---	--	----	-------------------	---

同		阿寒	同 阿寒町 富士見2丁目 9番1号	同 富士見、旭町、北町及び北新町 の1丁目から3丁目まで、仲町、新町 の1丁目及び2丁目、中央1丁目から 4丁目まで、ウエンベツ、オトンベツ、 舌辛の一部、舌辛原野10線から25線ま で、舌辛原野17線新から22線新まで、 舌辛原野20線号外から22線号外まで、 舌辛原野20線北及び21線北、舌辛原野 増区画20線及び21線、ツチャップ、ユ ッパナイ、ニニシベツ、ニニシベツ原 野16線から27線まで（20線欠）並びに ニニシベツ原野
---	--	----	-------------------------	---

に、

同		鶴居	阿寒郡鶴居村 鶴居西4丁目 3番地	阿寒郡鶴居村
---	--	----	-------------------------	--------

同		阿寒	同 中央1丁目3 番19号	同 旭町、富士見、北町、北 新町の1丁目から3丁目まで、仲町、 新町の1丁目及び2丁目、中央1丁目 から4丁目まで、ウエンベツ、オトン ベツ、舌辛の一部、舌辛原野10線から 25線まで、舌辛原野17線新から22線新 まで、舌辛原野20線号外から22線号外 まで、舌辛原野20線北及び21線北、舌 辛原野増区画20線及び21線、ツチャッ プ、ユッパナイ、ニニシベツ、ニニシ ベツ原野16線から27線まで（20線欠） 並びにニニシベツ原野
---	--	----	------------------	--

を

同		鶴居	阿寒郡鶴居村 鶴居西4丁目 3番地	阿寒郡鶴居村
---	--	----	-------------------------	--------

に改め、同表釧路方面厚岸警察署の項中

署所在地			厚岸郡厚岸町 字真栄町3条 43番地11	厚岸郡厚岸町字港町、字真栄町1条から 3条まで、字住の江町、字宮園町、 字白浜町、字門静、太田1の通りから 10の通りまで、太田東、太田西、太田 南、太田北及び宏陽、大字太田村字大 別、字別寒辺牛、字サツテベツ、字サ ンヌシ、字セタニウシ及び字オツポロ ネツ並びに大字別寒辺牛村字茶内、 字茶内原野、字トライベツ、字別寒辺 牛、字下別寒辺牛、字下別寒辺牛原 野、字チライカリベツ、字チライカベ ツ、字丸山、字サンヌシ、字サンノス イ及び字大別
本町			同 奔渡町 1丁目193番 地の1	同 湾月町1丁目から3丁目まで、 若竹町1丁目から4丁目まで、梅香町 1丁目及び2丁目、松葉町1丁目から 4丁目まで、奔渡町1丁目から7丁目 まで、有明町、筑紫恋、床潭、末広、 愛冠、御供、東海、登喜岱、大黒島及 び小島並びに大字別寒辺牛村字時岱、 字ホロニタイ、字神岩、字山見別、字

			シママイ、字コロコ子ウシナイ及び字マサフキナイ	を
		尾 幌	同 厚岸町尾幌280番地	同 大字苫多村及び大字太田村字片無去
		霧 多 布	同 浜中町霧多布西2条1丁目62番地	同 浜中町霧多布東1条から東3条までの1丁目及び2丁目、東4条1丁目、西1条から西3条までの1丁目及び2丁目並びに西4条1丁目、湯沸、大字琵琶瀬村の一部（字新川、字嶮暮婦、字三番沢及び字四番沢）、大字散布村並びに大字榊町
		浜 中	同 大字後静村字浜中市街	同 大字後静村の一部、浜中市街、熊牛原野、姉別原野、厚床原野（パイロットファーム）、恵茶人、貫人、仙鳳跡、羨古丹、奔幌戸および幌戸
		茶 内	同 茶内橋北東41番	同 茶内橋北東、茶内橋北西、茶内若葉1丁目から3丁目まで、茶内栄、茶内本町、茶内緑、茶内旭1丁目から3丁目まで、大字琵琶瀬村の一部（字六番沢及び字茶内原野）及び大字後静村の一部（字円朱別原野）

署所在地			厚岸郡厚岸町真栄1丁目7番地	厚岸郡厚岸町真栄及び山の手の1丁目から3丁目まで、住の江、宮園、白浜及び門静の1丁目から4丁目まで、太田1の通りから太田9の通りまで、糸魚沢、太田北、太田宏陽、太田西、太田東、太田南、大別、光栄、サツペツ、サンヌシ、セタニウシ、チライカリベツ、トライベツ、別寒辺牛並びに若松
本 町			同 奔渡1丁目1番地	同 奔渡1丁目から7丁目まで、港町1丁目から5丁目まで、松葉及び若竹の1丁目から4丁目まで、湾月1丁目から3丁目まで、有明及び梅香の1丁目及び2丁目、愛冠、御供、神岩、小島、大黒島、筑紫恋、東梅、登喜岱、床潭、ホロニタイ並びに末広
		尾 幌	同 尾幌280番地	同 尾幌、沖万別、乙幌、片無去、上尾幌、苫多、敏内、来別及び

				ルークシュポール	
		霧 多 布	同 浜中町霧多布西2条1丁目62番地	同 浜中町霧多布西1条から西3条までの1丁目及び2丁目、霧多布西4条1丁目、霧多布東1条から東3条までの1丁目及び2丁目、霧多布東4条1丁目、暮婦別西1丁目から3丁目まで、暮婦別東1丁目から3丁目まで、新川東1丁目及び2丁目、新川西1丁目、丸山散布1丁目及び2丁目、一番沢、大津屋沢、北の沢、霧多布湿原、鯨浜、嶮暮婦、小島、榊町、榊町西、三番沢、後静、新川、湯沸、道有林、仲の浜、二番沢、走古潭、火散布、琵琶瀬、丸山散布、藻散布、養老散布、四番沢並びに渡散布	に改め、
		浜 中	同 浜中桜北122番地	同 浜中桜北、浜中桜東、浜中桜南、浜中桜西、浜中東1線から6線まで、浜中東、浜中西1線から3線まで、浜中基線、熊牛東1線から6線まで、熊牛西1線から3線まで、姉別1丁目から3丁目まで、熊牛基線、姉別北1線から3線まで、姉別北、姉別南1線から8線まで、姉別南、姉別緑栄、姉別基線、羨古丹、恵茶人、仙鳳趾、幌戸、奔幌戸、貫人、赤泊及び厚陽	
		茶 内	同 茶内橋北東41番	同 茶内橋北東、茶内橋北西、茶内旭及び茶内若葉の1丁目から3丁目まで、茶内東1線から6線まで、茶内西1線から17線まで、茶内西、茶内栄、茶内緑、茶内本町、茶内基線、円朱別西3線から10線まで、西円朱別西14線から27線まで並びに六番沢	

同表釧路方面中標津警察署の項中

同		別 海	野付郡別海町別海西本町56番地	野付郡別海町別海の一部（別海50番地の1、144番地の11、402番地の3及び316番地の3を結ぶ線以西）、上風連及び中西別の一部（中西別19番地の7、40番地の6及び46番地の1を結ぶ以西を除く。）
---	--	-----	-----------------	--

同			中春別	同 中春別東町90番地	同 中春別の一部（中春別23番地の2及び268番地の8を結ぶ線以西）、美原及び豊原
同			本別海	同 本別海2番地21	同 本別海、奥行、別海の一部（別海50番地の1、144番地の11、402番地及び316番地の3を結ぶ線以东）、床丹の一部（床丹川以南）及び走古丹

を

同			別海	野付郡別海町別海西本町56番地	野付郡別海町別海西本町、別海、別海旭町、別海川上町、別海寿町、別海新栄町、別海鶴舞町、別海常盤町、別海緑町、別海宮舞町、上風連、中西別の一部（中西別19番地の7、40番地の6及び46番地の1を結ぶ線以西を除く）、中西別朝日町、中西別光町、中西別本町、中西別緑町、本別海、奥行、床丹の一部（床丹川以南）及び走古丹
同			中春別	同 中春別東町90番地	同 中春別の一部（中春別23番地の2及び268番地の8を結ぶ線以西）、美原及び豊原

に改め、同表釧路方面新得警察署の項中

同	清水			上川郡清水町南4条4丁目2番地2	上川郡清水町北1条、本通西及び南1条西の1丁目から10丁目まで、北1条西及び南4条西の1丁目から5丁目まで、北2条1丁目から10丁目まで（9丁目欠）、北2条西及び南2条西の1丁目から7丁目まで、北3条1丁目から10丁目まで（8丁目及び9丁目欠）、北3条西1丁目から7丁目まで（4丁目及び5丁目欠）、北4条1丁目から5丁目まで（2丁目及び3丁目欠）、北4条西1丁目から7丁目まで（2丁目、4丁目及び5丁目欠）、北5条4丁目及び5丁目、本通、南1条及び南2条の1丁目から12丁目まで、南3条及び南4条の1丁目から13丁目まで、南3条西1丁目から6丁目まで、南5条1丁目から12丁目まで（5
---	----	--	--	------------------	--

					丁目及び7丁目欠）、南5条西3丁目から5丁目まで、南6条4丁目から12丁目まで（5丁目及び7丁目から9丁目まで欠）、南6条西4丁目、南7条6丁目から10丁目まで（8丁目欠）、南8条4丁目から10丁目まで（5丁目欠）、南9条及び南10条の6丁目から10丁目まで、字清水並びに字下佐幌
同			熊牛	同 字熊牛	同 字熊牛、字人舞及び字美蔓

を

同	清水			上川郡清水町北1条、南1条西及び本通西の1丁目から10丁目まで、北1条西1丁目から5丁目まで、北2条1丁目から10丁目まで（9丁目欠）、北2条西及び南2条西の1丁目から7丁目まで、北3条1丁目から10丁目まで（8丁目及び9丁目欠）、北3条西1丁目から7丁目まで（4丁目及び5丁目欠）、北4条1丁目から5丁目まで（2丁目欠）、北4条西の1丁目から7丁目まで（2丁目、4丁目及び5丁目欠）、北5条4丁目及び5丁目、南1条、南2条及び本通の1丁目から12丁目まで、南3条及び南4条の1丁目から13丁目まで、南3条西1丁目から6丁目まで、南4条西1丁目から5丁目まで、南5条1丁目から12丁目まで（5丁目及び7丁目欠）、南5条西3丁目から5丁目まで、南6条4丁目から12丁目まで（5丁目及び7丁目から9丁目まで欠）、南6条西4丁目、南7条6丁目から10丁目まで（8丁目欠）、南8条4丁目から10丁目まで（5丁目欠）、南9条及び南10条の6丁目から10丁目まで、字清水、字清水第1線から第12線まで、字清水東1線、字清水基線、字清水基線西、字清水西基線、字下佐幌、字下佐幌西1線から西5線まで、字下佐幌東1線から東3線まで、字下佐幌基線、字熊牛、字人舞、字美蔓、
---	----	--	--	--

				字美蔓西16線から西25線まで並びに上然別西25線及び西26線
--	--	--	--	---------------------------------

に改め、同表北見方面網走警察署の項中

同			呼人	同 字呼人 317番地	同 字呼人、字八坂、字東網走及び字中園の一部（市道天都山線以南）
同			北 浜	同 字北浜 112番地	同 字北浜、字丸万、字実豊、字音根内、字浦士別、字栄及び字清浦

を

同			呼人	同 字呼人 317番地	同 字呼人、字八坂、字東網走及び字中園の一部（道道490号中園網走停車場線以西）
---	--	--	----	----------------	--

に、

藻 琴	同 字藻琴 109番地	同 字藻琴、字昭和、字山里、字稲富、鱒浦1丁目から5丁目まで、字鱒浦、字豊郷及び字中園の一部（市道天都山線以北）	を
-----	----------------	--	---

藻 琴	同 字藻琴 109番地	同 字藻琴、字昭和、字山里、字稲富、鱒浦1丁目から5丁目まで、字鱒浦、字豊郷、字中園の一部（道道490号中園網走停車場線以東）、字北浜、字丸万、字実豊、字音根内、字浦士別、字栄及び字清浦	に改め、同表北見方面
-----	----------------	---	------------

美幌警察署の項中

仲 町		網走郡美幌町字大通北、字鳥里、字西1条北、字西2条北、字栄町及び字東1条北から字東3条北までの1丁目から4丁目まで、字大通南、字西1条南、字西2条南及び字東1条南から字東3条南までの1丁目から5丁目まで、字東4条南2丁目から5丁目まで、字青葉1丁目及び2丁目、字新町1丁目から3丁目まで、字仲町1丁目及び2丁目、字東町1丁目及び2丁	を
-----	--	--	---

				目、字日の出1丁目及び2丁目、字三橋町1丁目及び2丁目、字青山北、字青山南、字高野、字豊岡、字鳥里、字美里、字瑞治、字三橋、字三橋南、字美禽、字美芳、字元町並びに字稲美の一部（基線道路以東を除く。）
--	--	--	--	---

仲 町		網走郡美幌町字仲町2丁目38番地の1	網走郡美幌町字大通北、字鳥里、字西1条北、字西2条北、字栄町及び字東1条北から字東3条北までの1丁目から4丁目まで、字大通南、字西1条南、字西2条南及び字東1条南から字東3条南までの1丁目から5丁目まで、字東4条南2丁目から5丁目まで、字青葉1丁目及び2丁目、字新町1丁目から3丁目まで、字仲町1丁目及び2丁目、字東町1丁目及び2丁目、字日の出1丁目及び2丁目、字三橋町1丁目及び2丁目、字青山北、字青山南、字高野、字豊岡、字鳥里、字美里、字瑞治、字三橋南、字美禽、字美芳、字元町並びに字稲美	に改め、
-----	--	--------------------	--	------

同		福 住	同 字福住380番地の2	同 字福住、字豊富、字古梅、字都橋、字駒生、字田中、字日並、字報徳及び字稲美の一部（基線道路以東）
同		津 別	同 津別町字旭町7番地	同 津別町字大通、1条通、東2条、東3条、東4条、西2条、西3条、西4条、本町、幸町、旭町、緑町、新町、柏町、共和、恩根、栄、豊永、美都および上里
同		活 汲	同 字活汲237の1	同 字活汲、東岡、岩富、最上、達美および高台
同		本 岐	同 字本岐市街地	同 字本岐、二又、木樋、大昭、双葉および沼沢
同		相 生	同 字相生市街地	同 字相生および布川

を

同			福 住	同 字福住381番地の5	同 字福住、字豊富、字古梅、字都橋、字駒生、字田中、字日並及び字報徳
同			津 別	同 津別町字旭町7番地	同 津別町字旭町、字大通、字1条通、字東2条、字東3条、字東4条、字西2条、字西3条、字西4条、字本町、字幸町、字緑町、字新町、字柏町、字共和、字豊永、字美都及び字上里
同			活 汲	同 字活汲237番地1	同 字活汲、字東岡、字岩富、字最上、字達美及び字高台
同			本 岐	同 字本岐4番地11	同 字本岐、字二又、字木樋、字大昭、字双葉、字沼沢、字恩根、字栄、字相生及び字布川

に改め、同表北見方面興部警察署の項中

同 西興部	同 西興部 村字上興部原 野1153番地
-------	----------------------------

を

同 西興部	同 西興部 村字西興部56 番地
-------	------------------------

に、

同 幌内	同 幌内206
------	---------

を

同 幌内	同 幌内371番地
------	-----------

に

改める。

正 誤

○平成26年3月28日（号外第20号）

北海道人事委員会規則7-1281（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

3 左 19

誤 「及び学校職員給与条例第5条第1項」

正 「、学校職員給与条例第5条第1項及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項」